

品川区未成年後見人支援事業実施要綱

制定 令和6年8月20日 区長決定
要綱第294号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）等が家庭裁判所に対して選任請求をした未成年後見人の報酬等の全部または一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、親権を行う者または未成年後見人がいない児童の日常生活の支援および福祉の向上に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 区長は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める内容の事業を行う。

- (1) 未成年後見人の報酬助成事業（以下「報酬助成事業」という。） 児童相談所長等の選任請求に基づき家庭裁判所により選任された者のうち、報酬の付与が認められたものであって、区長が必要と認めるものに対し、報酬額の全部または一部を助成する事業
- (2) 未成年後見人および未成年被後見人（民法（明治29年法律第89号）第838条第1号の規定により後見が開始した者のうち、未成年後見人が後見を行う児童をいう。以下同じ。）が加入する損害賠償保険料助成事業（以下「保険料助成事業」という。） 児童相談所長等の選任請求に基づき家庭裁判所により選任された未成年後見人および被後見人のうち、区長が必要と認めるものが加入する損害賠償等の保険料（以下「保険料」という。）を助成する事業。この場合において、保険料助成事業の運営主体は公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。

(対象者)

第3条 報酬助成事業および保険料助成事業（以下「未成年後見人支援事業」という。）の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者または児童相談所長以外の者が選任の請求を行い、未成年後見人として選任された者（児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る者に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たしたものである。

- (1) 被後見人が、措置または一時保護を行っている等、品川区児童相談所（以下「児童相談所」という。）が関与している児童であること。
- (2) 被後見人の預貯金ならびに被後見人が保有する有価証券等および不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること。
- (3) 未成年後見人が、被後見人の民法第725条に規定する親族以外の者であること。ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置または委託され

ている児童等に係る者であって、当該児童等が入所している施設の法人、法人職員または委託されている里親は対象としない。

- 2 選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童は、次の要件に該当する児童をいう。
 - (1) 児童相談所が把握している児童であること。
 - (2) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。
 - (3) 親族が監護・養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童であること。

(助成対象期間等)

第4条 未成年後見人支援事業の助成対象期間は、未成年後見人に就職した日から未成年被後見人が18歳に到達する日の前日までとする。

- 2 児童相談所長は、1年に1回以上、未成年後見人支援事業に関し、未成年後見人および未成年被後見人の状況を確認するものとする。

(報酬助成事業の申請等)

第5条 報酬助成事業の申請者は、第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、民法第862条に基づき当該家庭裁判所から報酬の付与が認められ、その額が決定されたものとする。

- 2 未成年後見人は、家庭裁判所に報酬付与の請求を行う際には、当該年度分に係る活動実績について、同年度内に当該請求を行うものとする。

- 3 法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供する等、報酬請求手続の勧奨等に係る取組を行うものとする。

- 4 第3条第1項に掲げる要件を満たす未成年後見人が、報酬助成事業に係る助成を受けようとするときは、第2項の規定による報酬付与の決定を受けた年度内に未成年後見人支援事業（報酬助成事業）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 未成年後見人支援事業資産状況届出書（第2号様式）
- (2) 未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書（第3号様式）
- (3) 報酬付与審判書の写し
- (4) 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(報酬助成額)

第6条 報酬助成事業による助成額（以下「報酬助成額」という。）は、家庭裁判所が未成年後見人の請求を受け決定した報酬額に対して、月額20,000円（年額240,000円）の範囲内とする。

(報酬助成の決定)

第7条 区長は、第5条第4項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、報酬助成の可否を決定するとともに、未成年後見人支援事業（報酬助成事業）（決定・却下）通知書（第4号様式）により、未成年後見人に助成の可否を通知するものとする。

(報酬助成金の支払)

第8条 前条の規定により報酬助成額の決定を受けた未成年後見人は、補助金交付請求書(第5号様式)に必要な書類を添えて区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった月の翌月の末日までに、未成年後見人に対して報酬助成事業による助成金を支払うものとする。

(損害賠償保険等への加入申請)

第9条 法第33条の8の規定に基づき児童相談所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときまたは児童相談所長以外の者が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、区長は速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人および被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を行うものとする。この場合において、加入申請は日本社会福祉士会の定める「未成年後見人支援事業未成年後見人補償制度加入依頼書」を日本社会福祉士会に対し、提出して行うものとする。

2 区長は、前項の規定による加入申請に際し、あらかじめその内容を被保険者となる未成年後見人等へ説明し、品川区未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書(第6号様式)により同意を得るものとする。

(保険料助成額)

第10条 保険料の助成額は、次に掲げるとおり、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日付雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保険料の額の全部の助成を行うものとする。ただし、損害賠償保険への加入が年度途中において行われた場合には、日本社会福祉士会が別に定める額とする。

(1) 未成年後見人の賠償責任保険 1人当たり年額5,210円。ただし、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合の賠償責任保険は被後見人1人当たり年額5,210円とし、1人の被後見人を複数の未成年後見人が後見する場合は未成年後見人1人当たり年額5,210円とする。

(2) 被後見人の傷害保険 1人当たり年額7,680円

(保険料助成金の支払)

第11条 第9条第1項の規定により加入申請を行った損害賠償保険に係る保険料の支払は、日本社会福祉士会から送付される請求書により行うものとする。

(事故等の発生報告)

第12条 保険料の助成を受けている未成年後見人および被後見人は、生じた損害に対し、保険料の支払を求める場合には、事故発生報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(保険料助成の継続)

第13条 保険料の助成を行っている未成年後見人および被後見人に対し、翌年度も保険料の助成を継続する必要がある場合には、区長は毎年、日本社会福祉士会が定める期日までに、日本社会福祉士会に対し加入申請を行うものとする。

(未成年後見人の報告義務)

第14条 保険料の助成を受ける未成年後見人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに品川区未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書（第7号様式）に未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。
- (2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。
- (3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。
- (4) 被後見人が婚姻したとき。
- (5) 被後見人が死亡したとき。
- (6) 被後見人の住所または氏名が変わったとき。
- (7) 助成対象未成年後見人の住所または氏名が変わったとき。

（未成年後見人支援事業の取消し）

第15条 区長は、被後見人が第3条第1項第1号に該当する児童等でなくなったときは、第7条の規定による助成の決定を取り消し、速やかに品川区未成年後見人支援事業取消通知書（第8号様式）により、未成年後見人に通知しなければならない。

（未成年後見人支援事業の終了）

第16条 第14条の規定による届出の事由が同条第1号から第5号までによる場合または前条の規定による場合の報酬助成額の支払は、その事由が発生した日を含む月までとし、以後の支払を行わないものとする。

（譲渡等の禁止）

第17条 未成年後見人支援事業を受ける権利は、これを譲渡しまたは担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第18条 区長は、未成年後見人支援事業における助成金の支給後、未成年後見人または被後見人の状況が第14条第1号から第5号までのいずれかに該当していることを確認した場合は、未成年後見人支援事業の決定の全部または一部を品川区未成年後見人支援事業取消通知書により取り消すとともに、未成年後見人支援事業における助成金を受給した者に対して支給済みの未成年後見人支援事業助成金の全部または一部の返還を請求することができる。

2 区長は、未成年後見人または被後見人が前項に規定する場合に該当するときは、当該損害賠償保険加入について、これを解除することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から適用する。
- 2 損害賠償保険等への加入申請その他の未成年後見人支援事業の実施に関し必要な行為は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

未成年後見人支援事業（報酬助成事業）申請書

品川区長 あて

未成年後見人 氏 名

住 所

電 話 番 号

被後見人 氏 名

住 所

電 話 番 号

家庭裁判所の報酬付与審判により未成年後見人の報酬額が決定したので、下記のとおり報酬の助成を申請します。

記

報酬付与審判で決定された報酬額	年 額 円		
報酬付与審判で決定された報酬付与期間	年 年	月 月	日から 日まで
家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年	月	日から
対象期間内に施設入所がある場合の入所期間	年 年	月 月	日から 日まで (施設名)

(必要書類)

- 1 未成年後見人支援事業資産状況届出書
- 2 未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書
- 3 報酬付与審判書の写し
- 4 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し

未成年後見人支援事業資産状況届出書

品川区長 あて

未成年後見人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
被後見人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

未成年後見人支援事業の申請を行うため、下記のとおり被後見人の資産状況を届け出ます。

記

資産の内訳	現 金	円
	預 貯 金	円
	有 価 証 券	円
	不 動 産	円
	そ の 他 の 資 産	円
資 産 の 合 計		円

※注意事項
報告内容に虚偽または重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消した上、助成額の返還を求めます。

未成年後見人支援事業資産状況等調査等同意書

品川区長 あて

未成年後見人	氏 名
	住 所
	電話番号
被後見人	氏 名
	住 所
	電話番号

未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うことおよび本同意書を関係機関に開示することに同意します。

記

被後見人	氏 名
	住 所
	電話番号
未成年 後見人	氏 名
	住 所
	電話番号

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

未成年後見人支援事業（報酬助成事業）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

品川区長

印

年 月 日に申請がありました未成年後見人支援事業（報酬助成事業）について、下記のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

記

決 定 の 内 容		報酬助成決定 ・ 報酬助成却下
助 成 金 額		円
助 成 対 象 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
被 後 見 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	住 所	〒 -
備 考		

※注意事項

- 1 助成金を当事業の目的以外に使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- 2 未成年後見人は、被後見人の資産状況および生活状況に変化があった場合には、速やかに品川区長に対し、次の必要書類を用いて報告してください。

<必要書類>

- （1）未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書
- （2）未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対し、書面により審査請求をすることができる。
- 2 この決定については、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 3 ただし、1または2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

第 5 号様式（第 8 条関係）

請 求 書

金 円

品川区未成年後見人支援事業実施要綱第 8 条の規定により、 年度未成年後見人支援事業助成金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長あて

請求者 未成年後見人

住所

氏名

未成年後見人支援事業損害賠償保険等加入同意書

品川区長 あて

未成年後見人	氏 名
	住 所
	電 話 番 号
被後見人	氏 名
	住 所
	電 話 番 号

未成年後見人支援事業損害賠償保険等について、損害賠償保険内容等の説明を受け、下記のとおり加入することに同意します。

記

加入対象者

被後見人	氏 名
	住 所
	電話番号
未成年 後見人	氏 名
	住 所
	電話番号

未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

品川区長 あて

未成年後見人	氏 名
	住 所
	電 話 番 号
未成年後見人	氏 名
	住 所
	電 話 番 号

未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、下記のとおり状況を届け出ます。

記

状況変更年月日	年	月	日
変更等の内容	◆被後見人の資産状況（資産状況に変更がある場合のみ要記入）		
	資産の内訳	現金	円
		預貯金	
		有価証券	
		不動産	
		その他の資産	
	資産の合計		

※注意事項
報告内容に虚偽または重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取り消した上、助成額の返還を求めます。

第 年 月 日 号

未成年後見人支援事業取消通知書

未成年後見人
様

品川区長 印

未成年後見人支援事業について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

取 消 し す る 助 成		保険料助成 ・ 報酬助成
取 消 日		年 月 日
取 消 理 由		
被 後 見 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	住 所	〒
備 考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、品川区長に対し、書面により審査請求をすることができる。
- この決定については、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- ただし、1または2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算 して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。